

旅券法施行令の一部を改正する政令案について

令和 6 年 4 月
外務省領事局旅券課

1 改正の趣旨

- (1) 令和 5 年 3 月に開始した旅券のオンライン申請について、令和 6 年度中には戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）がシステム連携され、新規のオンライン申請がデジタル上の手続で完結する予定である。令和 5 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、オンライン申請の利用拡大を一層進めていくための措置を講ずる。
- (2) 旅券の標準仕様等について規定する国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）の勧告に基づき、旅券の盗難・悪用防止及び偽変造対策の観点から、令和 6 年度末より、偽変造対策を強化した冊子の製造、人定事項頁等の印字・印画・ＩＣチップへの記録等から成る一般旅券の作成を国立印刷局において集中的に行い、作成された一般旅券を都道府県に送付する、集中作成方式に移行する。

2 改正内容

- (1) 都道府県における事務手数料については実費を勘案することとなり、オンライン申請開始後の令和 5 年度に都道府県の旅券事務経費調査及び旅券事務処理時間調査を実施し、その結果に基づいて都道府県手数料の標準額を改定し、窓口での書面申請とオンライン申請とで手数料の差別化を行うこととする。
- (2) 都道府県が処理する事務のうち、これまで「旅券の作成」としていた部分を、①一般旅券の作成に必要となる情報を外務省の使用に係る電子計算機に送信すること、②作成された一般旅券の確認及び③緊急旅券の作成の三つに改める。また、法第 10 条第 3 項の規定（記載事項変更等）による一般旅券の発行に関し都道府県が処理する事務についても、同様の改正を行う。

（了）